平成２７年（フ）第９７号
さいたま市見沼区堀崎町1100番地　サンビューハイツ102
債務者　仲澤　聖子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
さいたま市大宮区三橋４丁目560番地５
債務者　工藤　良治
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
埼玉県川口市戸塚東２丁目13番32号　ベアマンション101号
債務者　正司　昌子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
千葉県香取市八日市場695番地３　カーサリベルタ102
債務者　重元　　忍（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第４９７３号
大阪府東大阪市日下町２丁目11番２号
債務者　土居　毅士
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５５０号
大阪府箕面市船場西２丁目18番６－1004号
債務者　桐本　　武
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９号
大阪府東大阪市若江北町２丁目８番23号
債務者　向井　ちさ（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２４号
大阪市淀川区東三国６丁目10番10号　グレイスフル第２東三国Ⅱ315号
債務者　河本　太助
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３５号
大阪府門真市三ツ島２丁目２番28号ハピネスさつきの里、前住所大阪府門真市岸和田４丁目７番14－１Ｅ号
債務者　宮田　智幸
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５３号
大阪府東大阪市花園本町１丁目４番20号コートイレブン201号
債務者　米本　俊哉
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６８号
大阪府門真市垣内町15番７号　ヴァンベール垣内206号、前住所大阪府門真市小路町１番28－302号
債務者　稲岡眞由美
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０３号
大阪府八尾市佐堂町１丁目３番17－306号
債務者　米井　リカ
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５３号
大阪府東大阪市渋川町１丁目８番27号　アドバンス渋川703号、前住所大阪府東大阪市渋川町３丁目13番５号
債務者　前島　潤子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２９号
大阪府東大阪市今米２丁目６番36号　吉田アバンギャルド124号、前住所大阪府東大阪市布市町４丁目５番４号
債務者　古谷　正和
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７３号
大阪市西区南堀江４丁目28番25－708号、前住所大阪市都島区高倉町１丁目８番28号
債務者　古川　玲子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６２１号
大阪市西区本田２丁目９番16号　セントラル九条３Ｂ
債務者　森口　之宏
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部